

■リフォーム工事チェックリスト

20240109

- ・該当する工事項目にチェックを入れ、禁止事項等が遵守されている場合は確認欄にチェックを入れてください。
- ・該当工事と確認欄にチェックがない場合、工事申請は不承認となります。

該当工事	部位	工事内容	禁止事項等	確認
<input type="checkbox"/>	外壁	雨戸の設置、エアコンホースカバーを取り付けるための、必要最小限のコンクリートビス又はホールインアンカー打ち込み	建物の主要構造部に影響を及ぼす穴あけ、はつりは禁止	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	界壁、柱、梁、外壁、床・天井スラブ	内装下地、吊戸棚、手摺り、耐震金物等を取り付けるための必要最小限のアンカーボルトの打ち込み	打ち込み部分のコンクリートを壊す恐れのあるコンクリート釘の使用は禁止 ※エアコンホースカバーを取り付ける場合は、大規模修繕工事等で外壁の工事を行う時は自己負担で取り外すこと	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	床	フローリング（木質系床材）の張替え等	1階住戸を除き、下に示す遮音等級以上のものを使用すること 【直床】△LL(I)-4 【二重床】△LL(II)-3 ※旧基準：LL-45 (LL：軽量衝撃音)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	壁	壁面仕上げ材の変更	しっくい、珪藻土などの左官仕上げや腰壁を、躯体に直接施工することを禁止する。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	玄関扉	錠・鍵、ドアチェーン、ドアクローザー、ドアノブ、戸当たりゴム、インターホン、マジックアイ、ドアポスト（中層棟）の取替え、修理 玄関ドアの扉内側塗装、玄関錠の形状変更	ただし、機種の変更等により、扉に穿孔等が必要な場合は、申請・承認が必要。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		玄関錠の増設	扉に穿孔等が必要な場合	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	窓枠・窓ガラス（勝手口扉含む）	ガラスの種類変更（ペアガラス、防犯ガラス等）	ただし、曇りガラス、色ガラスへの変更は禁止	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		二重サッシの取り付け	既存窓サッシの内側に設置すること	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	網戸	網戸の追加	既存扉又は窓サッシの内側に設置すること	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	雨戸	雨戸の新設、取替え	雨戸の色は白またはアイボリーとする。 部位「外壁」の禁止事項等を確認すること ※大規模修繕工事等で外壁の工事を行う時は自己負担で取り外し、取り付けること。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	台所	流し台、ガス台、換気扇の取替え	原則として、流し台の移設、増設は禁止する。 ただし、低層棟及び中層棟1階の住戸については、排水勾配を1/50以上確保することで対面式キッチンへの変更を認めるものとする。 ディスプレイは禁止する。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	浴室	浴室（ユニットバス）、浴槽、換気扇、扉の取替え	原則として、浴室の移設、増設は禁止する。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		天井、壁タイル、床タイル、防水層の更新		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	洗面所	洗面化粧台、換気扇、防水パンの取替え	原則として、洗面所の移設、増設は禁止する。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	便所	便器、手洗い、換気扇の取替え	原則として、便所の移設、増設は禁止する。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	ガス給湯器	主要な配管の交換を含む給湯器の取替え		<input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、給湯器の移設、増設は禁止する。 ●屋外設置型の場合（1、3～14、19、20号棟） <ul style="list-style-type: none"> ・バルコニー設置の屋外型は、既存の給湯器台座に設置を限定する。 ・壁掛け型は外周壁面の保全のため禁止する。（ただし、既存位置設置が困難な場合は、理事会にて判断する。） ・台座は棟の区分所有者全員の共用部分であるので、形状を変更することは禁止する。 ●屋内設置型の場合（2、15、16、17、18号棟） <ul style="list-style-type: none"> ・屋内設置の屋内型は、既存の給湯器台座に設置を限定する。 ・台座は棟の区分所有者全員の共用部分であるので、形状を変更することは禁止する。 ・屋内設置型の場合、バルコニー設置などの屋外型への変更は禁止する。 		
<input type="checkbox"/>	電気設備	契約容量の変更	40Aを超える容量への変更禁止	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		回線、コンセント増設	躯体の穿孔は禁止	<input type="checkbox"/>